

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社じげん	コード	3679
提出日	2026/5/12	異動(予定)日	2026/6/1
独立役員届出書の提出理由	現任の社外監査役を独立役員として届け出するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	薄葉 康生	社外取締役	○															○		
2	榊 淳	社外取締役	○															○		
3	矢島 茉莉	社外監査役	○															○		
4	宮崎 隆	社外監査役	○															○	指定	
5	和田健吾	社外監査役	○															○		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	当社の経営・意思決定の過程で、その経験と知識に基づいた助言・提言を頂くことを目的に、2021年6月開催の株主総会にて社外取締役を選任しております。同氏は、当社の定める「社外役員独立性基準」に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。
2	該当なし	豊富な経営と実務経験に基づき、当社においても中立かつ客観的観点から、経営上有益な助言等を得られるものと期待し、2022年6月開催の株主総会にて社外監査役に選任しております。同氏は、当社の定める「社外役員独立性基準」に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。
3	該当なし	豊富な実務経験と知見に基づき、当社においても中立かつ客観的観点から、経営上有益な助言等を得られるものと期待し、2023年6月開催の株主総会にて社外監査役に選任しております。同氏は、当社の定める「社外役員独立性基準」に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任いたします。
4	該当なし	弁護士としての知識と経験に基づく専門的な見地から監査を頂くとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、2016年6月に社外監査役に選任しております。同氏は、当社の定める「社外役員独立性基準」に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。
5	該当なし	公認会計士としての知識と経験に基づく専門的な見地から監査を頂くとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、2017年6月に社外監査役に選任しております。同氏は、当社の定める「社外役員独立性基準」に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。